

第6章

お墓の引越し (改葬)

第6章では、お墓の引越し（改葬）について扱います。改葬は公的な手続きが必要であり何かと大変です。また、既存の墓地の管理者や親族同士とトラブルを招く場合もありますので、しっかりと霊園や親族に相談の上手続きを行ってください。また、少しでも不安があれば、遠慮なく霊園や石材店にご相談ください。

お墓の引越し（改葬）の種類

お墓の引越し（改葬）には4つの方法があります。

①遺骨と石碑をまるごと移動する

今建っている石碑も遺骨と一緒に持っていく場合には、石碑を持ち込める霊園と持ち込めない霊園がありますので、事前に確認が必要です。（とくに民間霊園の場合は、持込が認められない場合がほとんどです。）また、引越し先の墓所を探す場合も、石碑寸法にあった墓地を探す必要があります。なお、外柵（お墓の土台部分）は引越し先のお墓と寸法が合わないことが多いため、移動できないことがほとんどです。

②遺骨だけをすべて移動させる。

お墓の引越しを行う中でもっとも多いケースです。遠くに引っ越す場合には、石碑を輸送する費用を考えると、石碑を移動させるよりも安く済む場合もあります。なお、遺骨を移動させる場合には、役場等で手続きが必要となります。

③遺骨のうち特定の遺骨だけ移動させる

埋蔵されている遺骨のうち、特定の遺骨のみを移動させる場合も、役場等での手続きが必要になります。手続きは、移す遺骨1体につき1枚必要です。

④骨壺の中から遺骨の一部だけを取り出す（分骨）

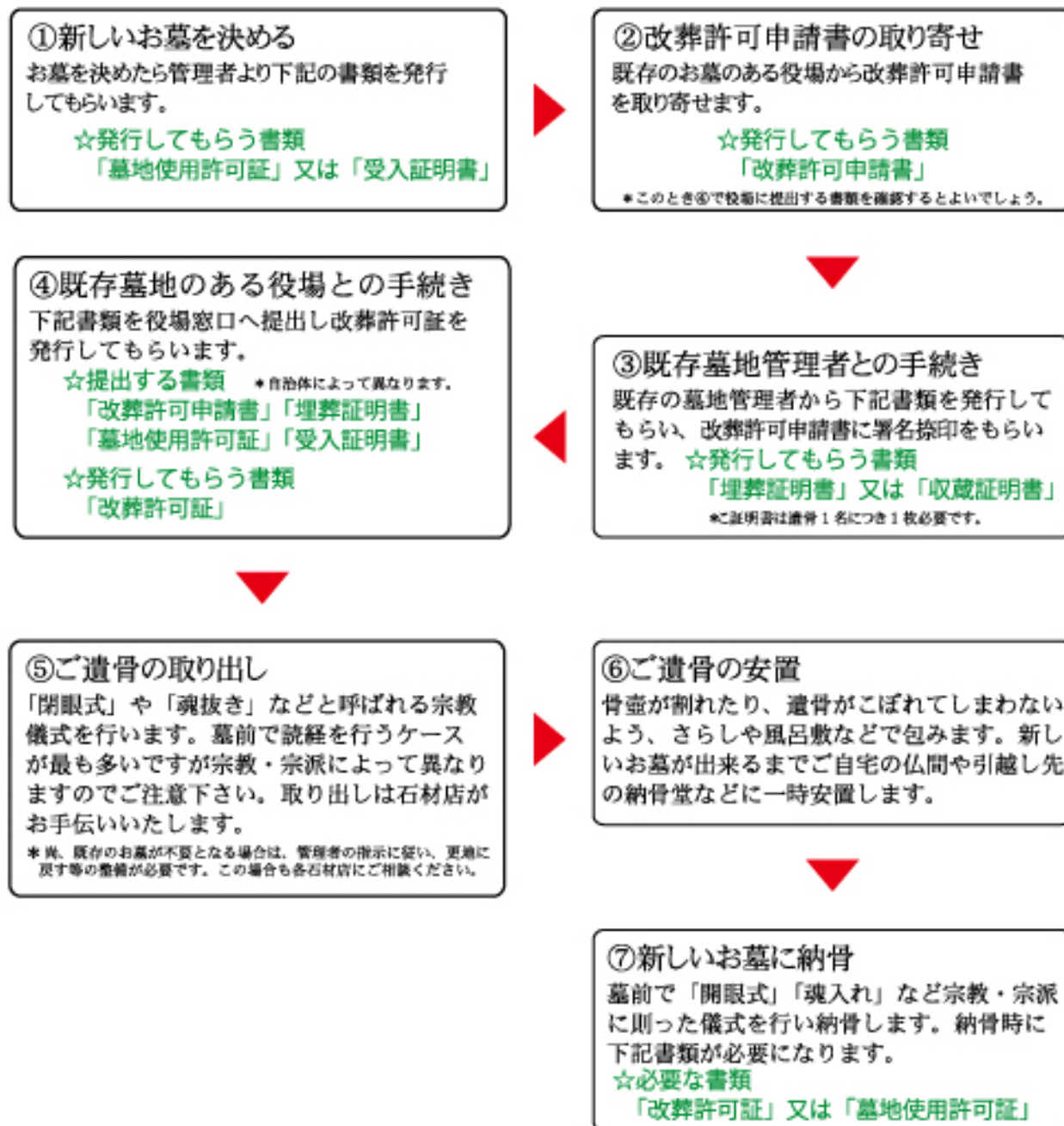
骨壺の中から遺骨の一部だけを取り出して、別のお墓にもって行く場合には、役場等での手続きは不要です。既存のお墓の管理者か火葬場から分骨証明書を発行してもらいます。

改葬の手続きに関しては、引越し先に担当霊園もしくは、石材店に相談すると手続きのサポートをしてもらえることがありますので、相談してみるとよいでしょう。

なお、お墓の中の土を持っていく場合には、手続きは不要です。

お墓の引越しの流れ

お墓の引越しは以下のような手順で行います。なお、分骨の場合には、②～④の手続きは不要です。その代わりに、分骨証明書を既存の墓地の管理者に発行してもらい、それを新しい墓地の管理者に提出します。



お墓の引越しにかかる費用

ここでは、改葬にかかる費用のうち主なものを上げさせていただきます。ただし、費用については、引越しの状況や霊園によっても発生する費目が異なります。詳しくは、石材店にご相談下さい。

①既存のお墓の撤去、遺骨の取り出し費用（撤去工事請負石材店）

既存のお墓を撤去する場合には、お墓の撤去費用がかかります。また、お墓をそのまま残しておく場合でも、遺骨の取り出しは石材店に依頼するために、遺骨の取り出し費用が発生します。なお、指定石材店制度のある霊園では、遺骨の取り出しや撤去工事についても、指定を受ける場合があります。まずは、お墓の建立工事を請け負った石材店に相談するとよいでしょう。

②石碑の運搬費用（撤去工事請負石材店または、新しいお墓の工事請負石材店）

石碑を新しいお墓に運搬する場合には、石碑の運搬費用がかかります。撤去工事を請け負った石材店が担当する場合と、新しいお墓の工事を請け負う石材店が担当する場合がございます。

③新しいお墓の永代使用料（新しいお墓の管理者）

引越し先のお墓の土地代です。なお、既存の墓地を撤去する場合には、永代使用权を既存の墓地の管理者に返還することになります。

④新しいお墓の工事費用（新しいお墓の工事請負石材店）

お墓を新しく作る費用です。

⑤その他費用

- ・改葬許可証申請費用（役場）
- ・魂抜きや開眼供養等の宗教儀式の費用（僧侶、神主、神父など）
- ・宗教儀式の準備費用も含む納骨料（新しいお墓の管理者または石材店など）
- ・事務手数料（新しいお墓の管理者）

よくあるトラブル

改葬を行う場合には必ず関係する親族と話し合いを行ってください

改葬の際に一番多いトラブルが、遺骨の取り出しに関するトラブルです。最高裁判所の判例によれば、「遺骨は慣習に従って祭紀を主宰すべき者に帰属」するものとされており、祭祀主催者の同意なしに遺骨を取り出すことはできません。もし勝手に取り出した場合には、死体損壊罪や墳墓発掘死体損壊罪などの罪に問われるケースも出てきますので、必ず、祭祀主催者、そしてできれば関係する親族の方も含めて同意を取り付けてから行ってください。

改葬を行う際は事前に既存の墓地の管理者と相談しましょう

改葬を行う場合には、必ず事前に既存の墓地の管理者に相談しましょう。とくに寺院墓地からお墓を撤去する場合には、必ず事前に相談してください。これまで長い間ご供養をお願いしてきた住職に、何の相談もなく突然、改葬のための埋葬証明書の発行を請求したら、住職も気分のいいものではないと思います。事前に相談をしたうえで、お墓が維持できなくなった旨をしっかりと相談すれば、住職も納得してくれると思います。その上で、これまでお世話になった感謝の気持ちを込めていくらかお包みするのが、円満な離壇の方法と思われれます。

ただし、不当に高い離壇料を請求したり、そもそも埋葬証明書の発行を拒否したりする場合には、役所に相談するといいたと思います。原則として、墓地の管理者は埋葬証明書の交付を求められたときに、これを拒否することは違法となります。また、埋葬証明書に代えて、「確かに納骨等がなされていることを証拠立てうる書面」にて処理をしてくれる場合もありますので、役場に相談に行くことをお勧めします。

既存墓地の永代使用料の返還

既存墓地を返還する場合の永代使用料については、墓地の使用規則等の中に「納入した永代使用料は一切返戻しない」との約定が存在するときには、それに従わざるを得ないと思われれます。また、このような約定がない場合には、返還される場合もあるようですが、墓所の使用期間や墓地の使用の有無等を考慮して当事者間での話し合いで金額を決定することとなると思われれますので、全額が返還されるということはまずないと思われれます。